

出資額限度法人の検討経緯

医療法人制度検討委員会報告書の概要（抄）

平成6年12月1日

六 持ち分の定めのある社団医療法人における持ち分制度について

1 現状と課題

医療法人の大多数を占める持ち分の定めのある社団医療法人においては、持ち分の払戻し、残余財産の分配を通じて剰余金の配当が行われる結果となっており、望ましいこととはいええない。現実にも、退社に伴う払戻請求により医療法人の永続性が困難となる事例も発生しているほか、公的資金の受け皿としても問題がないとはいえない

2 出資額限度方式

本来、持ち分の在り方は各医療法人の判断において定款の定めにより自律的に決定すべき事項として、持ち分の払戻しを一定限度に制約してもよいはずであり、行政としても、各医療法人の自律的な判断に委ね、定款変更の道を開くべきである。

今後、こうした医療法人類型を税制上も認知していくための条件整備が必要であり、その場合、投下資本の回収を最低限確保しつつ、剰余金の配当禁止規定との整合性を図る意味で、出資額限度方式が最も妥当である。

3 今後の検討課題

出資額限度方式の推進を図る上で、税制上の手当てが不可欠であるが、その場合、相続税逃れの手段として運用されることのないような公共的運営の確保、恣意的な定款変更の防止のための担保措置が必要である。そのためには、出資額限度方式法人に組織法・手続法上の明確な位置づけを与えることが望ましく、その医療法における位置づけについては、引き続き検討が行われるべきである。

なお、社員の退社に伴う払戻しによって医業の継続性が図れなくなる事態を回避するため、そのような場合における社員の退社に伴う持ち分の払戻しを定款上明確に制限することも有効であろう。

今後の医療提供体制の在り方について（医療審議会意見具申）（抄）

平成8年4月25日

5. 出資額限度方式の社団医療法人の位置付け

○持分の定めのある社団たる医療法人については、社員の脱退による持分の払戻しにより医療機関の経営が立ちゆかなくなるおそれがある。このため、医療機関の継続性を図る観点から、定款により脱退時の持分の払戻し及び解散時の持分の帰属を出資額限度とすることを定めた持分の定めのある社団たる医療法人を医療法上、位置付けられないか、昭和40年代から四半世紀にわたり税制との関連も含め検討されてきたところであるが、法制上の問題、関係者の合意が得られなかったこと等の理由から実現を見ていない。しかし、資産評価額の上昇、医療法人の社員の持分について近年の判決で示された解釈等により、社員の脱退等において医療機関の永続性が脅かされる状況は一層深刻化している。また、出資額限度方式の社団たる医療法人は、医療法に規定された剰余金配当禁止の趣旨からも望ましいものであるといえる。したがって、いわゆる出資額限度方式の社団たる医療法人について、関係者、税務当局等の理解を得ながら、その位置付けと取扱いを検討することが必要である。